



町職員の給与

職員や特別職の給与状況等を公表

1 人件費の状況(普通会計決算)平成18年度

住民基本台帳人口 19年3月末	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	前年度の人件費率
26,313人	189億 3,987万7千円	9億 768万1千円	26億 8,957万1千円	14.2%	16.2%

2 職員給与費の状況(普通会計決算)平成18年度

職員数 A)	給与費			一人当たりの 給与費 B/A
	給料	職員手当	計 B	
268人	10億 8,071万9千円	2億 8,650万8千円	13億 6,722万7千円	510万2千円

職員手当には退職手当及び期末・勤続手当を含み、職員数は平成19年4月1日現在の普通会計に属する人数。

3 職員の平均年齢、平均給料・給与月額状況

平均年齢	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均給与月額(手当含む)	平均年齢	平均給料月額
45.0歳	348,507円	366,329円	45.0歳	289,378円
				307,996円

平成19年4月1日現在

4 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職
	大学卒	短大卒	高校卒	高校卒
初任給	170,200円	151,000円	138,400円	135,600円
採用後2年経過時	183,800円	164,900円	148,000円	145,100円

5 一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
	標準的な職務内容	主事	主事	主査主任主事	係長主査	課長	
職員数	9	26	41	96	8	16	196
構成比%	4.6%	13.3%	20.9%	49.0%	4.1%	8.2%	100%

福智町の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

問 福智町役場 総務課 人事係 22-0555

6 職員手当の状況(国と同じ)

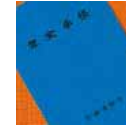
期末・勤続手当				
区分	6月期	12月期	計	
期末手当	1.4月分	1.6月分	3.0月分	
勤続手当	0.725月分	0.725月分	1.45月分	
退職手当				
区分	最高限度	勤続20年	勤続25年	勤続35年
自己都合	59.28月分	21.0月分	33.75月分	47.50月分
勤奨・定年	59.28月分	27.3月分	42.12月分	59.28月分
扶養手当・住居手当・通勤手当の月額				
扶養手当	配偶者	13,000円		
	配偶者以外の2人目までの分	6,000円		
	ただし配偶者が扶養でない場合1人目につき	6,500円		
	ただし配偶者がいない場合1人目につき	11,000円		
住居手当	借家の場合の支給限度額	27,000円		
	持ち家の場合の支給額(新築から5年)	2,500円		
通勤手当	2km以上 5km未満	2,000円		
	5km以上 10km未満	4,100円		

7 特別職の給料・報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区分	給料月額	退職手当	区分	報酬月額
町長	700,000円	15,708,000円	議長	300,000円
副町長	611,000円	7,332,000円	副議長	259,000円
教育長	531,000円	5,352,480円	議員	239,000円
期末手当	6月期 1.4月分 / 12月期 1.6月分 (計 3.0月分)			
退職手当	は4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当見込額。			

8 部門別職員数の状況(19年4月1日現在で一般職に属する人数)

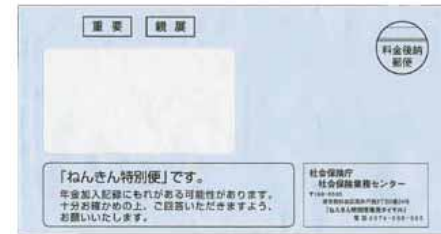
区分	職員数		対前年増減数	
	平成18年	平成19年		
福祉関係 をのぞく 一般行政 部門	議会	4	4	0
	総務	64	64	0
	税務	11	18	7
	労働	4	4	0
	農水	6	6	0
	商工	4	4	0
	土木	31	34	3
小計	124	134	10	
福祉関係 部門	民生	90	81	9
	衛生	13	11	2
	小計	103	92	11
特別行政部門	教育	48	43	5
小計	48	43	5	
公営企業等 会計部門	病院	53	50	3
	水道	13	13	0
	その他	14	16	2
	小計	80	79	1
合計	355	348	7	
[]内は条例定数の合計	362	362		



年金記録の確認

確認や照会手続きにご協力をお願いします

社会保険庁では基礎年金番号に結びついていない約500万件の記録について、平成19年11月からコンピューターによる名寄せ作業を開始し、その結果、基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきたかたに12月17日から平成20年3月までを目途に「ねんきん特別便」をお送りしています。



送られてくる「ねんきん特別便」には「年金記録のお知らせ」と「年金加入記録照会票」「確認はがき」などが入っています。

社会保険庁が行っている「名寄せ作業」の結果については、別のかたの記録である可能性もあるので、お送りする「年金記録のお知らせ」には記載されておらず、基礎年金番号と結びついた記録だけが記載されています。

お手元に「ねんきん特別便」が届いたみなさんには、お手数をおかけしますが、ご自身の年金記録に記載もれや誤りがないかをご確認いただけますようお願いいたします。

その際、訂正がない場合には同封の「確認はがき」を、訂正がある場合には「年金加入記録照会票」を必ず提出していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

住所・名字が変わったかたは すみやかにご連絡を!

現在の住所とお届けいただいている住所が異なるかた

住所変更の届出がお済みでないかたは、大切な「ねんきん特別便」をお届けできません。住所の変更・訂正は、ご自身による手続きが必要となります。

結婚等で名字が変わったことがあるかた

結びつく可能性のある過去の年金記録を探すためにも、お手持ちの古い年金手帳をご確認いただき、氏名変更の届けがなされていないかたは、変更の届け出をお願いいたします。

変更に該当するかたは次の場所で手続きをお願いします

年金受給者

お近くの社会保険事務所
国民年金 第1号被保険者 自営業者など
お住まいの市町村役場の国民年金担当窓口

国民年金 第3号被保険者

(サラリーマンの被扶養配偶者など)
配偶者の勤務先の社会保険事務の担当者

厚生年金加入者

勤務先の社会保険事務の担当者

公務員共済・私学共済

勤務先の共済事務の担当者

「ねんきん特別便」に関するお問い合わせは「ねんきん特別便」専用ダイヤル 0570-058-555 まで
「ねんきん特別便」以外の「年金に関するお問い合わせ」は、直方社会保険事務所 0949-22-0891 まで

直方社会保険事務所が臨時に「ねんきん特別便」の相談窓口を開設 「ねんきん特別便」が届いたかたのみが対象です

「ねんきん特別便」が届いたかたを対象に、直方社会保険事務所が臨時に「ねんきん特別便」の相談窓口を開設します。なお「ねんきん特別便」が届いていないかたは、今回の対象外ですので、あらかじめご了承ください。

「ねんきん特別便」の内容について「見方がわからない」「記録がぬけている」「加入・脱退の日が違う」などのかたは、お気軽にご相談ください。

対象者 「ねんきん特別便」が届いたかた
日時 3月7日 金 10時～16時
会場 福智町役場2階 202会議室
必要なもの 「ねんきん特別便」・年金証書・認印

「ねんきん特別便」相談窓口の問い合わせ先
直方社会保険事務所 0949-22-0891
福智町役場 住民課 医療・保険係 22-7761